

川崎市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正 概要資料

1 概要

川崎市では、全ての市民が住み慣れた地域社会において、安心して快適な生活を営み、積極的に社会参加を行いながら心豊かな生活を送ることができるよう、「川崎市福祉のまちづくり条例」（以下「条例」という。）を定めている。また、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的として、「川崎市福祉のまちづくり条例施行規則」（以下「施行規則」という。）を定めている。

2 施行規則の一部改正の理由

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年6月21日公布、令和7年6月1日施行）」による政令の一部改正において、便所に係る基準が強化されたこと等に伴い、政令改正に対応した内容とするため、施行規則の一部改正を行うもの。

3 政令の主な改正内容

（1）便所に係る基準の見直し（第14条）

従来、不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等（以下「不特定多数の者等」という。）が利用する便所（以下「不特定多数利用便所」という。）を設ける場合には、車椅子使用者が円滑に利用することができる便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）を建築物に1箇所以上設けなければならないとされていたが、原則、各階に1箇所以上設けなければならないとする改正等が行われた。

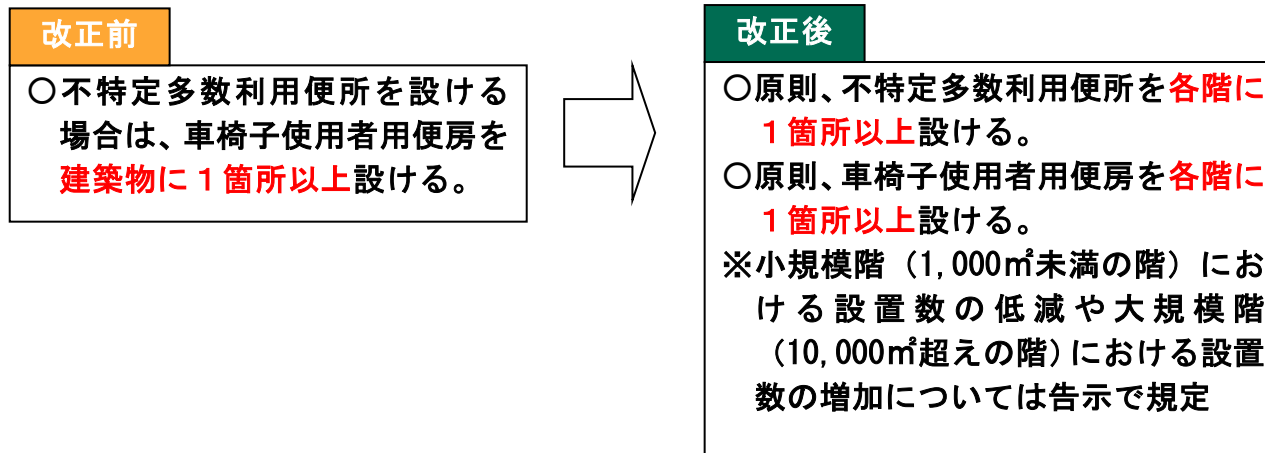


図1 車椅子使用者用便房の設置基準

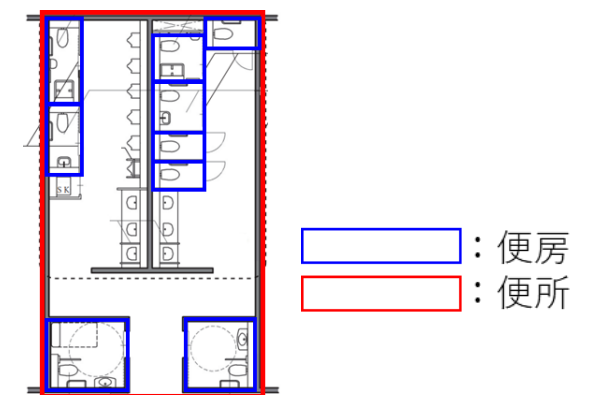


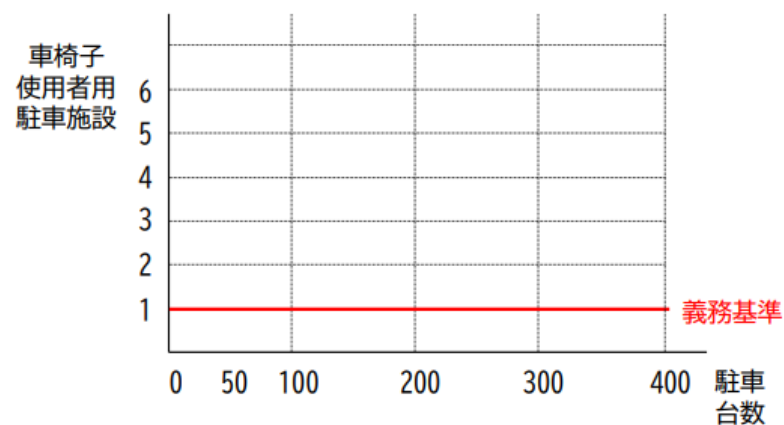
図2 便房と便所の範囲

(2) 駐車場に係る基準の見直し(第18条)

不特定多数の者等が利用する駐車場を設ける場合には、車椅子使用者用駐車施設を1台以上設けなければならないとされていたが、駐車場に設ける駐車施設数の区分に応じて定められた数以上設けなければならないとする改正が行われた。

改正前

○ 1 台以上を設ける。



改正後

- 200台以下の場合、2 %以上を設ける。
- 201台以上の場合、1 % + 2 台以上を設ける。

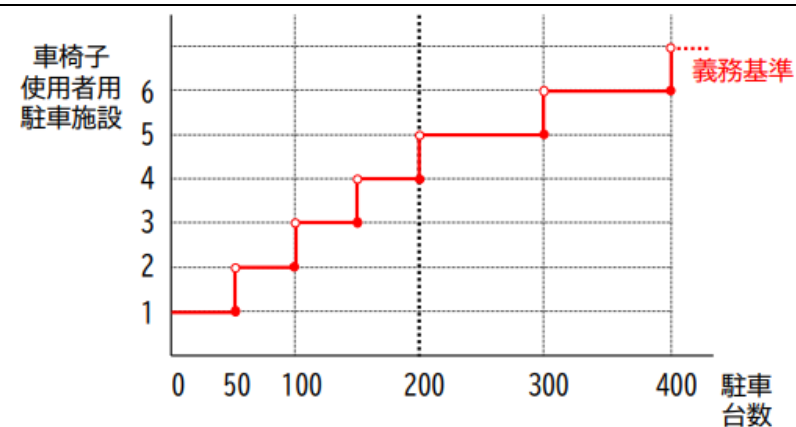


図3 車椅子使用者用駐車施設の設置基準

（３）劇場等の客席に係る基準の創設（第１５条）

劇場等の客席には、客席数の区分に応じて定められた数以上の車椅子使用者用客席を設けなければならないとする基準等が創設された。

改正前

○基準なし

義務基準なし

改正後

- 400席以下の場合、2席以上を設ける。
- 401席以上の場合、0.5%以上を設ける。

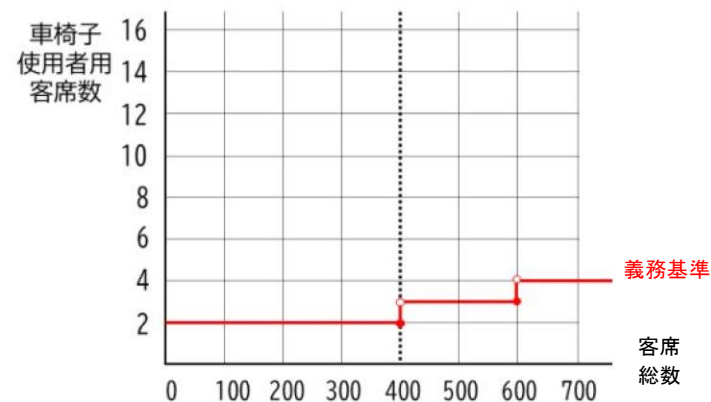


図４ 車椅子使用者用客席の設置基準

（４）その他所要の改正

劇場等の客席に係る基準の創設による、同基準の各条への反映

4 施行規則の改正内容

(1) 便所に係る基準の見直し

施行規則では、利用者の利用に供する便所を設ける場合、そのうち1以上に車椅子使用者用便房を設け、当該便房が設けられている便所について、床の仕上げや便房の出入口の幅等について所定の構造とすることを求める規定があるが、政令と同様に、原則、各階に1箇所以上車椅子使用者便房を設けることを求めるとともに、それらについても、出入口の幅等に関する施行規則の基準を適用する等のため、改正を行う。

改正前

- 建築物に1箇所以上の利用者の利用に供する便所について
 - ・床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。
 - ・車椅子使用者用便房を設け、当該便房及び便所の出入口の幅を80cm以上とする。
 - ・車椅子使用者用便房内の便器は、腰掛式とし、手すりを設ける。 etc.

改正後

- 原則、各階に1箇所以上の利用者^{※1}の利用に供する便所^{※2}の床の表面を、滑りにくい材料で仕上げる。
- 原則、各階に1箇所以上車椅子使用者用便房を設け、当該便房及び当該便房が設けられている便所について
 - ・便房及び便所の出入口の幅を80cm以上とする。
 - ・車椅子使用者用便房内の便器は、腰掛式とし、手すりを設ける。 etc.

※利用者の利用に供する便所及び車椅子使用者用便房の設置数については政令及びそれに基づく告示等に従う。

【対象となる便所の例】

全ての便所

- ・従業員専用の便所
- ・管理者用の便所 など

利用者の利用に供する便所

規則

- ・事務所の来客用の便所
- ・寮の共用部の便所 など

不特定多数利用便所

条例

- ・商業施設の客用の便所
- ・庁舎の来庁者用の便所
- ・老人ホームの利用者用の便所 など

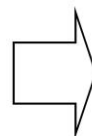
- ※1 利用者：公共的施設を利用し、サービス等の提供を受ける者
- ※2 条例では不特定多数利用便所（不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等が利用する便所）に制限を定めていますが、施行規則では施設の利用者の利用に供する便所を対象にし、制限の対象を広げています。

(2) 駐車場に係る基準の見直し

施行規則では、特定の公共的施設に駐車場を設ける場合、駐車台数に応じて車椅子使用者用駐車施設を設けることとする規定があるが、政令改正により車椅子使用者用駐車施設の設置基準が見直されたことから、政令と同水準とするための改正を行う。

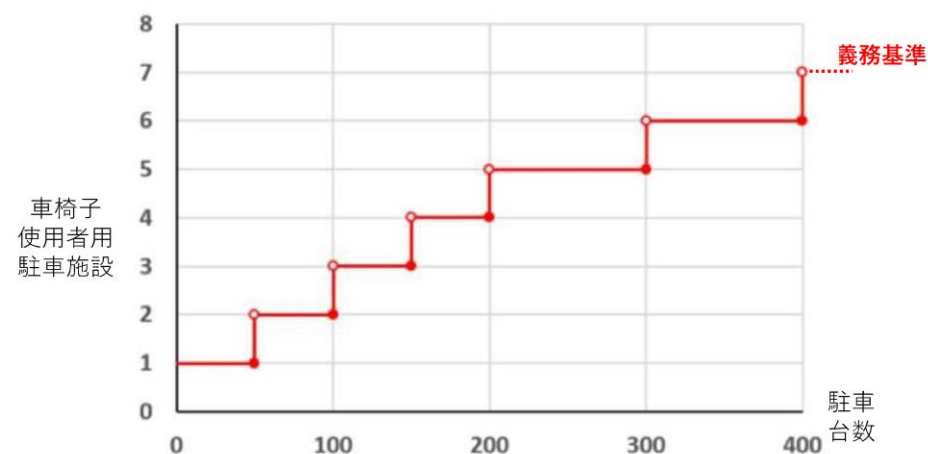
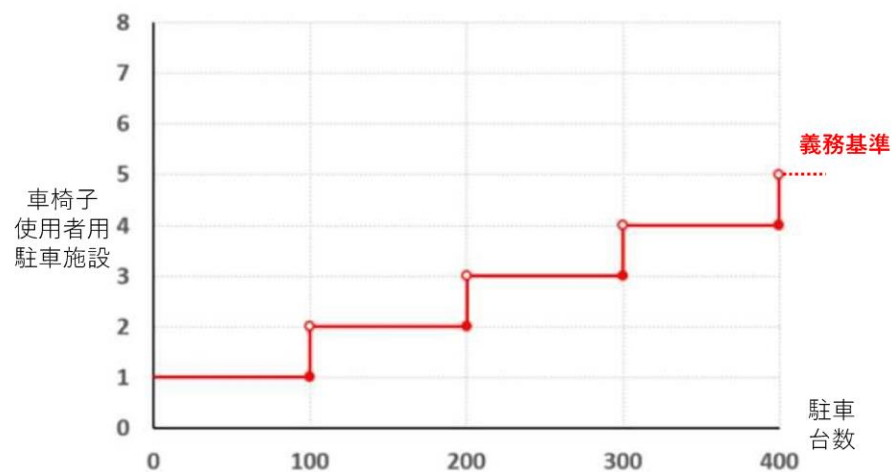
改正前

- 100台以下の場合、**1台以上**設ける。
- 101台以上の場合、**1%以上**設ける。



改正後

- 200台以下**の場合、**2%以上**設ける。
- 201台以上**の場合、**1% + 2台以上**設ける。



(3) 劇場等の客席に係る基準の見直し

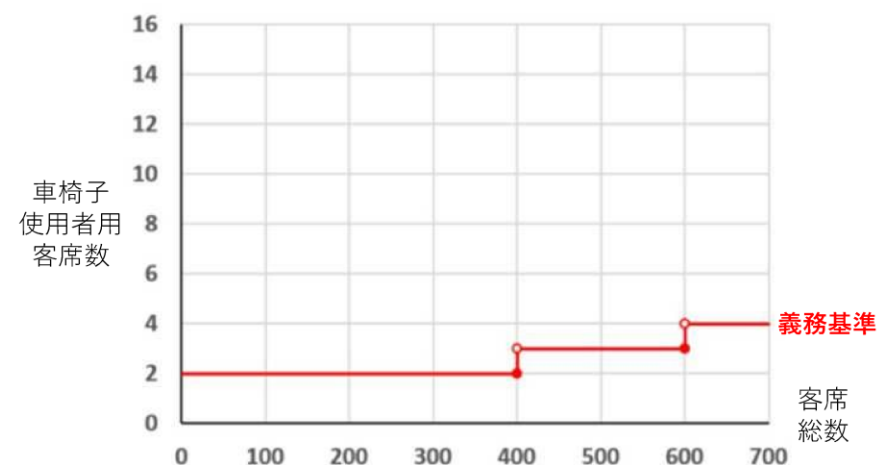
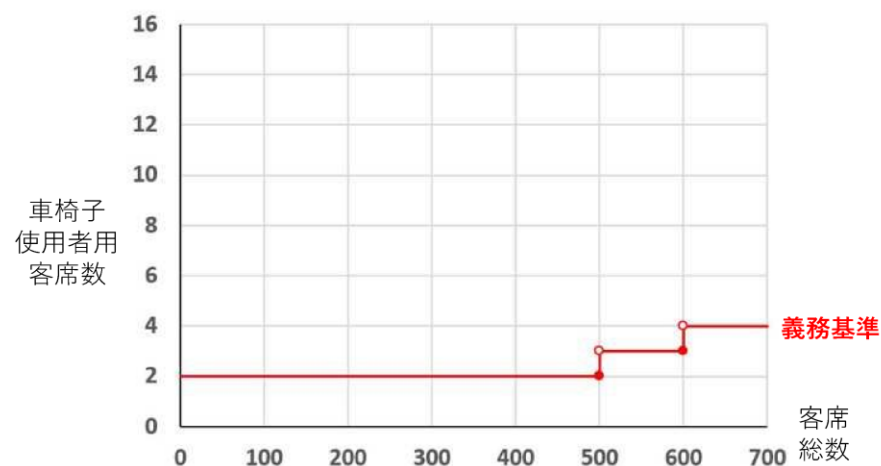
施行規則では、特定の公共施設に固定式の客席又は観覧席を設ける場合、客席等の数に応じて車椅子使用者用客席を設けることとする規定等があるが、政令改正により車椅子使用者用客席の設置基準が創設されたため、政令と同水準とするための改正を行う。

改正前

- 500席以下の場合、2席以上を設ける。
- 501席以上の場合、0.5%以上を設ける。

改正後

- 400席以下の場合、2席以上を設ける。
- 401席以上の場合、0.5%以上を設ける。



(4) その他

劇場等の客席に係る基準が創設されたことに伴い、政令の一部の条文が繰り下げられたため、施行規則における引用条文について所要の整備を行う。

5 施行期日

令和7年6月1日施行（政令の一部改正の施行日と同日）